

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【公表番号】特表2016-532592(P2016-532592A)

【公表日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2016-060

【出願番号】特願2016-519771(P2016-519771)

【国際特許分類】

B 6 2 D 21/00 (2006.01)

B 6 2 D 25/20 (2006.01)

【F I】

B 6 2 D 21/00 A

B 6 2 D 25/20 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月12日(2017.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アクスルサポート(101)と少なくとも1つのストラットドーム(105)を有する、車両ボディに取り付け可能な補助フレームにおいて、補助フレームが、ワンピースに形成されており、アクスルサポート(101)が、少なくとも1つの彈性的に形成されたS字状の部分領域(111)を備え、この部分領域が、車両ボディと補助フレームの結合箇所を構成すること、を特徴とする補助フレーム。

【請求項2】

アクスルサポート(101)が、少なくとも1つのステアリングハウジング(103)を備えること、を特徴とする請求項1に記載の補助フレーム。

【請求項3】

アクスルサポート(101)が、少なくとも1つのシャーシコンポーネントを備えること、を特徴とする請求項1又は2に記載の補助フレーム。

【請求項4】

補助フレームが、ホイールハウスの少なくとも一部を備えるか、補助フレームがホイールハウスの少なくとも一部を構成するように形成されていること、を特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の補助フレーム。

【請求項5】

1つ又は複数のシャーシコンポーネント及び／又はステアリングコンポーネントを補助フレームに取り付けるステップと、補助フレームに取り付けられたシャーシコンポーネント及び／又はステアリングコンポーネントを有する補助フレームを車両ボディに取り付けるステップとを有する、請求項1～4のいずれか1項に記載の補助フレームを車両ボディに取り付けるための方法。

【請求項6】

シャーシコンポーネント及び／又はステアリングコンポーネントに、少なくとも1つのスプリング及び／又は少なくとも1つのアブソーバが含まれること、を特徴とする請求項5に記載の方法。

【請求項7】

シャーシコンポーネント及び／又はステアリングコンポーネントに、アクスルの全てのシャーシコンポーネント及び／又はステアリングコンポーネントが含まれること、を特徴とする請求項5又は6に記載の方法。